

生ごみも 分ければ資源

- 生ごみもきちんと分別すれば資源になります。
- きちんと分別された生ごみは、下水処理センターで破碎され、微生物の力を借りて分解、たい肥化されます。

× 入れてはいけないもの ×

通常「生ごみ」のように思えますが、施設を損壊する恐れがあるため入れられないものもあります。また、産業廃棄物は入れられません。

- ①粉状（小麦粉、砂糖など大量に）・液状のもの・固めた油（処理に支障をきたす）
- ②タケノコの皮・トウモロコシの皮、パイナップルの葉や皮（繊維が残る）
- ③卵の殻・貝殻（機械の損傷とカルシウム分が悪影響を及ぼす）
- ④大量の肉の脂身（分解しづらい、微生物への悪影響の恐れ）
- ⑤通常家庭から出ないような動物の骨（機械を損傷する恐れがある）
- ⑥マグロやブリなど、大型の魚の骨（機械を損傷する恐れがある） ⇒ ホッケやサンマなどはOK
- ⑦通常家庭から出ないような量の木の実（くるみ・くり・ピーナッツ等）の殻や皮（機械を損傷、繊維が残る恐れがある）
- ⑧冷凍された食品（機械を損傷する恐れがある） ⇒ 袋から出して解凍していればOK



- きちんと分別された生ごみ ⇒ 生ごみ用ボックスへ
- 入れてはいけないもの、
生ごみ以外の物が入ってしまったもの ⇒ 一般ごみへ

【市役所からのお願い】
北広島市では、生ごみは下水処理センターで下水道汚泥などと一緒にバイオガス化処理しています。
残った汚泥は乾燥汚泥肥料として、農地に還元されています。
生ごみを分けていただくことは、環境保護にも大きく役立つことです。
一方、処理施設が壊れたりしないよう、「生ごみ以外の物」や「生ごみのようでも入れてはいけないもの」は、絶対に入れないでください。ご面倒をおかけしますが、できるところから分別へのご協力をお願いします。

次亜塩素水・電解水

次亜塩素水・電解水などで洗ったり漬けおいたりした野菜・果物などは、水ですすいであらって生ごみとして出してください。無理な場合は、一般ごみとして出してください。微生物を殺す恐れがあります。